

所定疾患施設療養費について

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表します。

- 算定条件
1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎

ロ 尿路感染症

ハ 带状疱疹

ニ 蜂窩織炎

4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

5. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。

6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況

病名／月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所定疾患施設療養費（Ⅰ）	算定日数	0	0	2	5	6	2	4	4	4	4	4	2
	人数	0	0	11	23	34	11	23	28	28	27	28	14

主な検査内容と治療内容

肺炎	レントゲン、採血検査、点滴、内服 等
尿路感染症	検尿、採血検査、点滴、内服 等
带状疱疹	点滴、内服、軟膏塗布 等
蜂窩織炎	採血検査、点滴、内服 等